

平成29年度「たばこの煙の無いお店」促進事業実施要領

1 目的

三重県では、平成13年3月に策定した三重の健康づくり総合計画（ヘルシーピープルみえ・21）及び、平成14年4月に施行した三重県健康づくり推進条例に基づき、全ての県民が元気で健康に暮らせる社会をめざして取組を進めています。

このような状況の中、受動喫煙防止対策については、健康増進法第25条（平成15年5月施行）において、飲食店等では「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところです。

この要領は、飲食店等の受動喫煙防止の取組を促進するため、同条例第13条に基づく「たばこの煙の無いお店」促進事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 事業実施機関

三重県（ただし、業務の一部を一般社団法人三重県食品衛生協会（以下、「食品衛生協会」という。）に委託します。）

3 用語の定義

「たばこの煙の無いお店」とは、三重県内で営業する飲食店や美容所、理容所等（以下「飲食店等」という。）のうち、店内を終日禁煙とし、入り口等からたばこの煙やにおいが流入しない店舗とします。

4 事業内容

事業の内容は、以下のとおりとします。

- (1) 「たばこの煙の無いお店」を募集し、食品衛生協会による審査の後、三重県知事名で認定し、これを公表します。
- (2) 「たばこの煙の無いお店」の情報を広く県民に提供します。
- (3) 飲食店等の受動喫煙防止対策を進めるため、食品衛生協会と協働して関係者への啓発、研修等を行います。

5 実施手順

(1) 届出

認定を希望する飲食店等は、認定申込書（様式1）を食品衛生協会または保健所に提出するものとします。

(2) 申し込みの受け付け

食品衛生協会は、飲食店等からの申し込みを受け付け、協議、調整します。

(3) 審査、認定

食品衛生協会により店内の終日禁煙を確認した後、三重県は「たばこの煙の無いお店」の認定証等を交付します。

(4) 表示の実施

「たばこの煙の無いお店」は、利用者に対して分かりやすいように認定証等を掲示するものとします。

(5) 中止

「たばこの煙の無いお店」は、店内の終日禁煙を中止する必要がある際は、事前に中止届（様式2）を食品衛生協会または保健所に提出し、認定証を返却するものとします。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行します。